



いとう まい

〒659-0064 芦屋市精道町 7-6 芦屋市議会事務局 TEL 0797-38-2001

〒659-0012 芦屋市朝日ヶ丘町 7-15-612 TEL&FAX 0797-62-8228

Mail: ito-mai@pb3.so-net.ne.jp HP: http://www.ito-mai.com



阪神淡路大震災 20年

＜総合公園＞
震災時の仮設住宅予定地

復旧&復興事業
の取り組み

＜山手幹線＞
災害時の緊急車交通道路

＜防災対策＞
自主防災組織&
防災訓練の強化
各地域での防災倉庫整備
防災弱者の把握の開始



＜区画整備＞
芦屋中央地区(公光町・大槻町)
西部第1地区(前田町・清水町)
西部第2地区(川西町・津知町)
若宮地区(復興住宅整備)
陽光町(復興住宅整備)

＜震災事業による借金＞
平成13年710億円→
平成25年267億円まで減少

＜震災20周年の
ロゴマークです＞

＜防災無線＞
速やかで正確な
情報伝達

芦屋市では1995年1月17日5時46分に発生した阪神淡路大震災から20周年を迎えます。

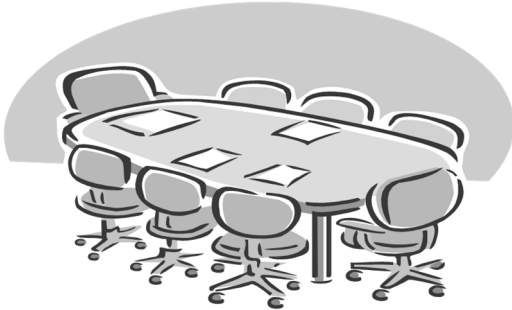
地震の震源地は淡路島で震源の深さが20km、マグニチュード7.2の未曾有の震災でした。この震災により芦屋市で亡くなられた方は429人、負傷者が419人(共に平成7年10月30日現在)、家屋の全壊4,722世帯、半壊4,060世帯、一部損壊4757世帯件と、阪神間では最も被害の割合が大きい被害受けました。改めて、被害にあわれた方々に心よりご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

皆さまのご協力によって、ハード&ソフト面での復興が進みましたことに感謝いたします。震災から20年が経過した今後は、被災者の方の高齢化など、新たに生まれる絶え間ない題に対し、「震災を経験した先進自治体」としての対応が試みられると思います。

また、震災を経験していない市民の方や職員が増加していますので、震災を忘れず語り継ぐことをはじめ、集中豪雨など新たな災害への対応の構築も重要であると考えます。

<<12月議会で決まったこと>>

衆議院選挙予算の専決処分が行われたほか、地方分権一括法に伴う芦屋市の事務事業の制定と条例文の整理が複数行われました。



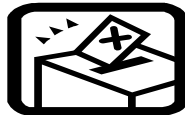
専決処分とは？

条例の改正や予算の変更は、議会の議決が必要ですが、急を要する案件については、
①緊急議会の開催、②専決処分の2つの方法によって、変更が可能となります。

今回は、市長の判断により専決処分が行われ、議会はこの処分に対して、後日「承認するか否か」の議決を行います。

- ◆衆議院選挙に要する費用を補正する専決処分が行われました。

H26・12月14日投票の衆議院選挙費用約3千80万円を予算に追加し、一般会計の歳入歳出の総額が、約430億9500万円となりました。



- ◆一般会計の補正予算が行われました。

先の専決処分が行われた後に、あらたに約4千585万を追加し、歳入歳出の総額が、約431億4千万となりました。

(主な補正内容)

- ・国民年金事業追加費・・・・・・・・162万円
- ・高齢者バス運賃助成追加費・・・・3,400万円
- ・岩園幼稚園建設事業の前倒し費
・・・・・・・・約1,000万円
- ・社会保障等システム整備追加費
・・・・・・・・約27,600万円
- ・職員給与費・・・・・・・・▲約56,250万円

* 予算編成時の職員数と実数差による地域手当、管理職手当、通勤手当等の補正



- ◆朝日が丘集会所の使用料の改正を専決処分により承認されました。

当集会所のご利用者のお問い合わせによって、利用料の間違いが判明しました。旧使用料の決定については議会も採択しておりましたので、今後はより慎重な審査を行いたいと反省します。

*太字は改正後、()内は改正前

室名	㎡	人数	施設使用料金(円)			
			9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:30	23:00 ～ 8:00
洋C	18	12	700 (1,200)	800 (1,500)	1,000 (1,800)	2,000 (3,600)
洋D	16	10	600 (1,200)	700 (1,500)	800 (1,800)	1,600 (3,600)

- ◆潮見集会所の改修に伴う使用料の改正を行います。

2階の和室を改修し、「洋室F」として使用するにあたり、収容人数と使用料を変更します。新使用料は、平成27年4月1日～

*太字は改正後、()内は改正前

室名	㎡	人数	施設使用料金(円)		
			9:00 ～ 12:00	13:00 ～ 17:00	18:00 ～ 21:30
洋F	20	12	700 (1,000)	800 (1,100)	1,000 (1,200)

- ◆各事業の「事業者選定委員会」を設置します。民間活力を利用するための事業者選定委員会を保有土地関係と教育・保育関係で設置します。

- ①土地保有活用事業

「市立芦屋高等学校跡地」と高浜町の市営住宅集約計画に伴う「福祉施設用地」の活用事業を選定する委員会。



- ②教育・保育事業

浜風幼稚園廃園後の跡地の「認定こども園」の運営事業者と、需要の高い0歳児の保育をメインとした「小規模保育施設」等の施設事業者を選定する委員会。

*浜風幼稚園は平成28年3月に廃園が決定しています。



◆いじめ問題対策を推進します。

これまでの学校での取り組みに加えて、以下3つの会を設置し、いじめ問題対策を強化します。

①いじめ問題対策連絡協議会

関係団体と行政関係者が必要な事項を協議し、団体相互の連携を強化します。

②いじめ問題対策審議会

重大ないじめ問題に関する事項を調査審議します。

③いじめ問題調査委員会

②のいじめ問題対策審議会で調査された事実関係の報告を受け、再調査が必要な場合に再度調査します。



◆「あしや市民活動センター」の開館時間等の変更と指定業者が決定しました。

①同センターが「公の施設」であることを、認識してもらう目的で、「芦屋市立あしや市民活動センター」と名称を変更しました。

*「リードあしや」というニックネームもあります。

②開園時間

午前10時から午後5時までの開園時間を午前9時から午後5時までに延長します。

*上記時間以外にも、ご相談によって使用が可能ですので、お気軽にご相談して下さい。

(芦屋市公光町5-8 ☎0797-26-6452)

③指定管理の任期終了に伴い、引き続き、「特定非営利活動法人あしやNPOセンター」による管理体制が決定しました。

指定期間：平成27年4月1日～ 5年間

契約費用：約1億400万円（5年間）



◆国民健康保険を改正します。

①出産育児一時金を一産児につき40万4,000円を支給する。（現行は39万円）

*平成27年1月1日～

②後期高齢者支援金等賦課限度額を16万円とする。（現行は14万円）

③介護納付金賦課限度額を14万円とする。

（現行は12万円）

*②③は平成27年4月1日～



一般質問の回答から

①パイプライン廃止の方向

昭和54年から、シーサイドタウンと一部の潮芦屋地域で採用されている、24時間利用可能な「ごみの真空輸送システム」がありますが、老朽化や、市内全域での公平性の観点から「このままの形態で運営し続けることは難しく廃止したい」との見解が示されました。

パイプラインのゴミ収集費用は、通常の場合よりも「2倍強」ですが、この施設がある理由で地域での生活を決断した人が多く存在することや、同じパイプライン利用者の中でも、シーサイドタウンと潮芦屋地域では、利用期間が大きく異なる背景があります。今後、関係機関での議論や、市民アンケートが予定されていますので、注視したいと思います。



②潮芦屋浜に小学校新設の方向

県の企業庁が所有し、潮芦屋浜でミズノスポーツがテニスコートの運営が現在行われている「学校の予定地」の今後のあり方について、芦屋市は、小学校の建設を目指したい方針が示されました。

その理由として、新興住宅地での若年層の呼び込みやコミュニティの核となる学校の必要性などが述べられました。

芦屋市議会では、これを受けて民生文教常任委員会で早期に議論ができるよう、所管事務調査事項に小学校新設を加えました。

芦屋市議会議員の定数削減案の提出

市議会議員の定数を22名から21名に削減する議案が一部の議員から提出されました。

●芦屋市議会では、「議会基本条例」に議員定数を改正する際は、専門家や市民の意見を聞くことが定められており、参考人のご意見を伺いながら、審議を行うこととなります。

●芦屋市議会の近年の議員定数移行の経緯

・平成15年 28名→24名に削減

要因：財政難と収賄事件による議会不信

・平成19年 24名→22名に削減

要因：約8800署名による直接請求

芦屋市職員給与等の改正

◆◆◆給与等の適正化計画のとりくみ◆◆◆

芦屋市は、震災による深刻な財政難に対応するため、職員数や給与の削減を行い「人件費の総額の削減」を行ってきました。

一方、この急激な対策により、①職員の年齢構成比にゆがみが生じました。また②管理職ポストの整理が遅れたために、現在「ラスパイレス指数」が高くなっています。

ラスパイレス指数とは、「国家公務員の個人給与水準を100とした場合の個人の地方公務員の水準を示す指数」であり、平成25年度は105と高い水準となっています。

これを是正するために、芦屋市では平成24年度～28年度の5年間に「給与等の適正化計画」を独自に作成し、段階的に給与制度の見直しを行っている過程にあります。

「①年齢構成比のゆがみ」

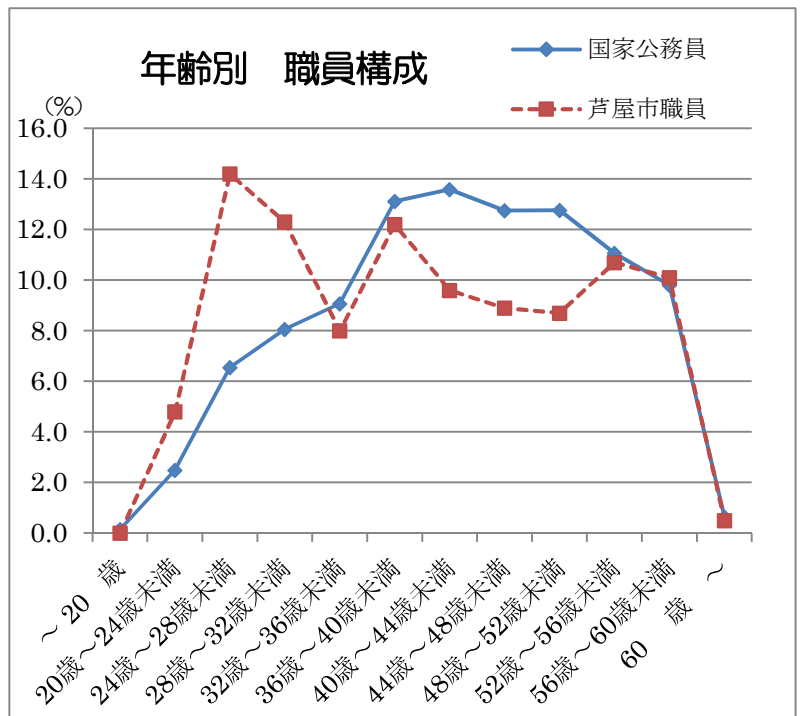
グラフを見ると、国家公務員は40歳～44歳年層をピークとしたきれいな山がたですが、芦屋市職員構成は40歳～50歳層が低い反面、若年層が高く、いびつな形になっています。

中間層が少ないために、若年層が管理職になっている現状です。



「②管理職ポストの整理」

団塊の世代が就労していた当時に、管理職の割り当てを増やすために、多く設置されていた課長補佐級の廃止が遅れています。



芦屋市職員はH26.4 (広報あしやNo.1146)

国家公務員はH24 (国家公務員実態調査) データ使用

◆平成18年度に人事院による給与体制の見直し

民間較差を是正するために、民間給与の低い地域の水準に一律引き下げ(▲4.7%)、地域の経済情勢を地域手当で反映した給与体制へと変更。これにより、芦屋市は「全国でも高い地域手当15%」が示されています。長い間14%に留めていましたが、今議会で15%に引き上げることが決定しました。

◆適正化計画によるこれまでの主な改正

- 一般行政職とは別に技能職(調理師、校務員など)の給料表の導入。
- 課長補佐級のポストへの新規昇進を廃止。
- 住宅手当の支給基準、通勤手当の支給開始基準などの見直し。
- 管理職手当の減額。(係長と課長補佐の管理職手当を5年かけてゼロに戻す)
- 55歳以上で課長級以上の昇給停止(今議会で可決)



*適正化計画の他に、総務省の指導により、退職金の支払額を平成25年3月末から3年かけて400万円削減する取り組みも行われています。

*上記の改正での効果が表れるには時間経過が必要ですが、人件費が芦屋市の負の経費ではなく財産と認めてもらえるよう、市民の方の期待に応える仕事を職員に期待したいと考えます。